

報 告 第 2 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月5日提出

新居浜市長 石川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 3 号

損害賠償の額の決定について

公用車の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年11月13日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 15万4,748円

2 損害賠償の相手方 (省略)

3 事故の概要

令和5年8月22日午前11時23分頃、新居浜市立別子銅山記念図書館駐車場（北新町10番1号）において、公用車が駐車のため後進した際、駐車中の軽自動車に接触し、車両を損傷させた。